

第2回 在宅高齢者世帯調査見直し検討ワーキンググループ 議事概要

◆日時・場所

令和4年7月1日(金) 10:00~12:00 市役所本庁舎 2階会議室

◆出席者

《委員》

●各区民生委員児童委員協議会 副会長

(青葉区) 高橋 礼子 (宮城野区) 加藤 信一 (若林区) 鈴川 眞子 (太白区) 大友 まり子 (泉区) 田村 全

●各区障害高齢課長

(青葉区) 福本 恵 (宮城野区) 只埜 弓美 (太白区) 吉田 研 (泉区) 三條 剛

《事務局》

健康福祉局高齢企画課長 大関 裕史、在宅支援係長 佐藤 真澄

◆次第

1 開 会

2 議 事

「在宅高齢者世帯調査見直し検討に係る意見回答票」集計結果について

3 その他

4 閉 会

◆議事内容

●「在宅高齢者世帯調査見直し検討に係る意見回答票」集計結果について

事務局より資料を説明

見直しの論点整理

1 調査目的について

○事務局

初めに調査目的のところであるが、「同意できる」、「概ね同意できる」合わせてほしい97%の地区で回答があった。民生委員の皆さんに、この目的が行政と民生委員が、高齢者世帯の基礎情報を把握するということと、民生委員活動も含めた「個別支援」につなげるためであると了解いただけたと感じている。

ご意見の中には「訪問が大切なきっかけであって、民生員活動として不可欠なものである」とか、「初めて民生委員になった方はなかなか実態の把握に苦労されているので支援の漏れがないか気になる」、それから「改めてコロナ禍の中で調査の必要性を感じている」、といったご意見があった。

調査目的については、『行政と民生委員が、高齢者世帯の基礎情報を把握するとともに、民生委員活動も含めた「個別支援」につなげるため』としてよろしいか。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長・各区障害高齢課長

(一同) 了承。

2 調査対象者の年齢について

○事務局

続いて調査対象者の年齢についてであるが、こちらでも 98.5%のところで「同意できる」となっている。

こちらについても従来通り対象者を 75 歳以上の在宅高齢者とすることで、よろしいか。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長・各区障害高齢課長

(一同) 了承。

3 調査項目について

○事務局

続いて調査項目についてであるが、こちらは回答が別れており、「ひとりで生活する時間帯」「メモ欄」について、「同意できる」が 7 割、それ以外の項目は 8 割を超えている。

調査項目については、皆さんの地区でも色々ご意見はあったかと思うが、いかがだったか。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

ここが一番議論されたところである。地区の中でも様々な意見があり、まとめるのが大変であった。基本的にはこの項目でよいと思う。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

民生委員の皆さんの様々な意見を尊重しながらまとめていった。「メモ欄」はあった方がよいという意見があった。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

「世帯状況」「身体状況」「要介護・要支援の認定」「連絡先・緊急連絡先」については 20 名近いご意見があった。その他、利用している介護保険サービスの内容について、どこかに書き込めればよいというご意見があった。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

この項目案でよいという意見があり、全体的には同意できる。

要介護・要支援の認定状況やデイサービスへ行っているのかなど、メモ欄でもよいが、書き込めるところがあると、留守なのかどうか把握できるし、訪問の計画が立てられる。地震等の災害があったとき、デイサービスで不在なのか、家の中で倒れているのか把握できる。

その他、「メモ欄」が小さいという意見があった。「連絡先・緊急連絡先」は複数人分を記入するので、広い方がよいという意見があった。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

調査項目については、大体同意できるという意見であった。区役所が把握している「要介護・要支援の認定」の情報は、事前に記載し配付してほしいという意見があった。「メモ欄」にデイサービスの利用や担当のケアマネージャー等を書けるようにした方がよいという意見があった。

○事務局

前回ワーキングまでは、必要な調査項目を掲載した調査票を想定していたが、情報システム担当課に確認したところ、このままでは帳票のスペースに収まらず、この案の通りに出力することはできないと回答された。

調査項目を整理するか、一調査対象者の調査項目を2段書きにするような形で対応ができないかと言われているところで、できるだけ必要な項目については載せた上で、「メモ欄」を広く取るなど、レイアウトについて情報システム担当課と調整をしているところである。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

「メモ欄」は必ず必要なので、広く取ってほしいという意見があった。

○事務局

一調査対象者分を2段書きにするということは、調査票自体が倍の量になると思われる。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

調査票はA4サイズか。

○事務局

A4ではなく、システムから出力される特別な帳票のサイズになる。例年配付している端にパンチ穴がついた帳票である。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

あのサイズでは収まらないのか。

○事務局

この調査票案を情報システム担当課に相談したところ、これでは収まらないと言われている。住民基本台帳のシステム等と連携して調査票を出力するので、制約が多く自由にできない部分がある。

○各区障害高齢課長

例えば2段書きにして2段目をメモ欄にした場合、その2段目の幅を狭くする方法はどうか。2段書きで調査票の枚数が倍になるのは管理の面からも厳しいと思われる。

○事務局

段が完全に2倍とするのではなく、幅を調整するなどして対応したい。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

2段でもいいのでメモ欄は必要である。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

調査票で制限されるのは横幅なのか縦幅なのか。

○事務局

横幅の制限がある。現在の調査票案は調査項目を全部横に並べているが、その場合は、どうしても調査票の横幅に収まらない。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

「要介護・要支援の認定」は、「要介護1」のように初めから市で記載するようにすれば、横幅をとらずに済むのではないか。

○事務局

初めから市で調査票に記載する方法は難しい。介護保険に関する規定で、提供できる情報、用途や提供先が限定されているため、初めから調査票にそういった情報を記載することは難しい。

民生委員がご本人の同意を得て、信頼関係の基に聞いて調査票に記録していただくのは問題ない。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

「要介護・要支援の認定」と「現在つながっている相談窓口」の調査項目をまとめたら横幅を節約できるのではないか。

○事務局

調査項目をどこか他の項目に溶け込ませるような形になるかもしれないが、要介護・要支援の状況を書き込めるような欄は、残したままにするべきと考えている。

「身体状況」の健康、一部不自由等の選択肢の追加、「現在つながっている相談窓口」のケアマネージャー等の選択肢の追加、町内会加入の有無、緊急通報システム利用の有無等、いずれも「メモ欄」で対応していただきたいと考える。調査対象者への聞き取りの中で必要な情報を書けるように考えると、「メモ欄」が重要であることがわかる。

いただいたご意見を検討し、可能であれば第3回WGのときに、調査票案を出したいと考える。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

「災害時要援護者情報登録状況」について、選択肢で「2. 今回配付」は必要かという意見が出た。「1. 登録済」「3. 登録不要」「4. 登録拒否」のみの選択肢でいいのではないか。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

「2. 今回配付」は申請書を配付して、お願いしている状況になる。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

今回、申請書を配付したという民生委員側の記録になる。配付していなかったら、次に配付する目安になる。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

登録済みの場合は最初から調査票に丸印がついていて、把握できるようになっている。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

町内会の自主防災組織との関係があり、安心のためにたくさん渡してたくさん登録してくださいというのは難しい。ただ登録すればいいというものではなく、それを支援する組織が必要であることから、町内の自主防災組織の状況も含めて考える必要がある。

また、調査項目の選択肢の記載として、「地域包括支援センター」を「包括支援センター」に省略したり、工夫して横幅を調整するとよいと思う。

○各区障害高齢課長

調査項目「つながっている相談窓口」に「ケアマネージャー」を追加した方がよい。高齢者で介護保険サービスを利用している方はケアマネージャーにつながっている方が多い。

○事務局

調査項目について、項目自体は了承、調査票のレイアウトなどは事務局で預からせていただき、次回WGでお示しすることによいか。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長・各区障害高齢課長

(一同) 了承。

4 調査結果の活用について

○事務局

続いて調査結果の活用について、こちらも「概ね同意できる」も含め、97%の地区で同意できるという結果であった。

同意できない理由だが、行政への報告は統計的なデータに絞るべき、とあり、その下の部分の意見である、役所でどのように活用されているのかという部分も関係している。

例えば区役所だと、何か緊急対応が必要になった際に、調査結果を見て緊急連絡先を確認する事は多々あるのか。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

行政への共有は統計的データに絞るべきではなく、区の障害高齢課・家庭健康課等と事前にお互い情報を共有していることが大事である。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

調査票に緊急連絡先、施設入所等の情報を記載しても区から問い合わせがくることがある。調査して区へ提出しているのに、調査票が活用されていないのかと地区から意見があった。調査結果について区では活用していないのか。

○各区障害高齢課長

調査の結果については、障害高齢課で保管し、必要な都度、活用している。今までは職員間で引継ぎや情報共有が十分でない部分があったと思われる。今後、そのようなことが無いよう課で情報共有していきたい。

○各区障害高齢課長

区民生委員児童委員協議会等でいただいた意見として、民生委員は施設入所等報告しているのに、次の調査では調査票がまっさらな状態で出てくる。施設入所等報告した情報は次の調査では除いてほしいが、そういうことはできないのか。

調査対象者は住民基本情報から抽出しているので、できないという理解でよいのか。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

地区としても多い意見ではあるが、住民票を基に調査対象者を抽出するから難しいのではないか。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

せめて、施設入所者には「世帯状況」の選択肢「9. 施設入所」にせめて丸をつけてはどうか。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

3年に一度の調査で、やはり長期不在でも、何らかの理由で在宅になる場合もあるかもしれないし、地域の状況を把握するのに、調査する項目をどんどん削るのではなく、民生委員の仕事としては大変でも一つ一つ調査した方が十分に把握できて活動に活かすことができる。

○事務局

前回調査の結果を可能なものは入力しておくという考え方もあるのかもしれないが、それを全て鵜呑みにせず、その情報を踏まえて新たに調査を行うというのが理想かもしれない。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

調査は、前回の調査結果をベースに聞き取りすると話がスムーズになる。しかし、実際に連絡先など調査票に先に入力しておくかは別問題である。個人情報でもあるし賛成ではない。

前回の調査結果をきちんと持って調査する、そういう調査のやり方を民生委員と話し合いをしながら学んでいくことが大事である。

○事務局

調査結果の活用については、行政と民生委員で情報を共有し、区でも担当者まで含め、その存在を活用できるように周知していきながら、双方で個別支援に向けて検討するための資料とすることでよろしいか。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長・各区障害高齢課長

(一同) 了承。

5 調査手法について

○事務局

続いて調査手法について、調査頻度に関しては、殆どの方が3年に1度で良いのではないかという結果であった。

ただ一方で調査期間については、約四分の一の方々が同意していないということもあり、結論が中々難しいと思う。

調査期間について、前回ワーキングでも皆さん色々それぞれにご意見があったところだが、ひとつこちらから話をさせていただくと5月より前に調査票をお渡しするのは事務的な部分で難しい。早くて5月にお渡しではないかと思う。

そうなると調査は6月開始となり、あとはそこから何か月間調査するのかということも思う。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

調査期間については、高齢者が集中しているところ、マンション、市営住宅があるところなど色々な地域性が関係してくると思われる。今年度のように5月に調査票を配付し、期間が6月7月でも調査できる。

ただ、4月に調査票を配付となると、年度替わりで民生委員側も体制ができていないので難しい。

○事務局

調査自体、厳密に6月7月で必ず終わらせて欲しいというものではないと考えている。基本は6月7月でやっていただき、どうしてもそこで調査できなかった方とか、期間を超えても問題ないとする。個別支援につなげるために調査するものなので、その結果を都度教えていただくようにするとか、そのようなやり方であれば、厳密にこの期間でと、限定しなくてもよいかと思う。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

5月に調査票配付だと段取りができる。期間を長くすれば良いものでもないように思う。調査対象者が多い地域は2ヶ月間だと難しい部分もあるが、工夫して実施する余地もあると思う。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

調査は締め切りがある方がよい。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

調査期間を決めて、件数が多い等その期間に提出が難しい場合は地区会長に相談というかたちにしてはどうか。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

調査期間は必要だが、民生委員の体調等、そういう事情を考えれば、柔軟性をもって対応すればよいと思う。

○事務局

調査手法については、調査頻度は3年に1回、調査期間は6月7月の2ヶ月間、ただし、地区の状況や体調等の事情によりその間に実施できない場合等については、地区会長とも相談しながら実施することで構わない、調査結果については都度、速やかに教えて欲しい、という形でよいか。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長・各区障害高齢課長

(一同) 了承。

6 「75歳未満リスト」について

○事務局

続いて75歳未満リストについて、こちらも9割超えて必要としている。リストの年齢層に関しても65歳以上が77%必要としており、現行の形でよいということかと思う。

なお、民生委員が知り得た情報は守秘義務があるので、リストを他の団体の活動に使われるのは困る。

先日、町内会の敬老会の案内を出すのに、以前は世帯調査の情報をもっていたが、町内会長が変わったらもらえなくなった、それはどういう事かという話をされた。調査

の情報はその目的外で提供できるものではなく、どうしても町内の世帯情報が町内会で欲しいのであれば、民生委員さんに協力していただき、民生委員さんが把握している対象者へチラシを持って行ってもらい、参加希望者は町内会に連絡をもらう等、そういう形であれば可能と話しをした。

リストについては現行の65歳以上のリストを配付することでよいか。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長・各区障害高齢課長

(一同) 了承。

7 その他のご意見

○事務局

最後にご意見の部分だが、「マンションは調査が大変なので郵送にしてもらえないか」「市の権限で高齢者に郵送してもらえないか」「訪問以外の方法を検討してもらえないか」といただいた。いずれも今回の調査の趣旨として、民生委員が出向き、実際に対面して世帯状況を把握する事に意味があると考え。郵送で答えてくださいますと、何のためにやるのかわからなくなってしまうところもあるので、そうではない事を民生委員の皆さんご理解していただく必要があると考えている。

その次の転入者・転出者の削除について、「途中で転入してきた人やリストに載っていない方を、民生委員の方が手書きで住所氏名などの基本情報から追記し、区に提出しているものが次回の調査票に反映するようにしてほしい」という事についてはどうか。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

新しくきた方が一定の期間住んでいないと調査票に載らないのは仕方がない。昨日来た方とか前にいらした方とか、たまたまわかったら調査するが、わかる範囲内でしかできない。

○事務局

「8050とかヤングケアラーを表面化できる調査方法はないか」という意見については、これは調査の聞き取りの中でそういう方がいたら、把握していただくということでよいか。

その場合は支援が必要な方なので、速やかに関係機関とつなぐことになる。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

聞き取りしながら、メモ欄で対応していきたい。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

話の内容で深く聞いてみて、わかることもある。

○事務局

続いて「今までどおり市の依頼で、民生委員が調査する方法が良い、個人で調査するより拒否が少ない」という意見については、これは来年、全数調査のときにはこれまでどおり市で依頼文を作成する。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

市長から調査対象者への依頼文に調査項目が記載されていることが大事である。是非、次回の調査でも入れていただきたい。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

依頼文に調査項目が記載されていれば、調査対象者側も心構えができる。緊急連絡先など調査の前に事前に準備いただいたこともあり、スムーズに調査できる。

○事務局

来年度も同じように対応していく。市政だよりでも広報していく。

次の「棟毎の調査名簿」については、同じ番地でも棟がばらばらに記載されているのは、できれば調整したいが、情報システム担当課等に確認する。

次の「調査票のサイズ」については、情報システム担当課で所有しているプリンタの問題から、難しいと言わざるを得ない。

それから、「75歳未満の方にとって高齢者という言葉は差別にも聞こえる」についてはいかがか。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

75歳以上で働いている人も多いので、地区の一つの意見としてあげたものである。

○事務局

あと30年くらいすると、3人に1人が70歳以上になるので、そうなると殆ど高齢者でとなり、状況が変わってくるかもしれない。

それから、「今年度の調査は中止だが、見守りの一環として訪問が可なら依頼文書を出してほしい」という意見については、市政だより含め、市としての依頼文書は出さなないということにしている。見守り活動については引き続きやっていただくというところをお願いしたい。

それから、「市からしっかり周知広報をして欲しい」、これは次年度調査が再開するので、しっかりやっていきたい。

「見直しどころか負担が増えた感じがする」という意見についてはいかがか。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

これは負担と感ずるか、自分で活動に必要なものとするか、個々の捉え方であると思う。新しい民生委員などにもきちんと共有していくことが大事。意識の差がでてくる部分もあるので。

○事務局

その意識の共有のために今回のワーキングも実施しているところである。

最後に「調査に関する情報共有」についてだが、市が把握している情報は民生委員に提供するという部分で、要介護の認定情報等は難しいというところである。

それから「調査資料は市・民生委員・地域包括支援センターで共有できればよい」というのはその通りだと思う。

3つ目の「町内会役員まで共有できないか」、というのは先ほど話をしたとおりにできないものである。

最後が、「連絡先を区の障害高齢課に教えてもらえなかった」というのは、区はどのように対応しているのか。

○各区障害高齢課長

民生委員が気になる方がいて連絡先について問い合わせを受けた場合、区で連絡先を把握していれば教えられるが、わからなければできない。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

要介護者情報の登録は町内会に共有されるが、そこは問題ないのか。

○事務局

要介護者情報登録の場合は、本人が町内会に情報を共有してよいですよと言っている方なので、そこは問題ない。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

地区社会福祉協議会から行事を行いたい場合などで、65歳以上の対象者を書いてほしいとお願いされることがある。民生委員は個人情報の取扱いについて言われるが、社会福祉協議会や町内会が民生委員に「個人情報を聞いてはいけない」という指導はないのか。

○事務局

町内会に加入している方であればある程度、町内会で情報を持っていたりするが、現在、町内会に入っていない人が増えてしまい、把握できなくなっているのだと思う。

我々の方からも、市民局や社会福祉協議会など、そういったところに、個人情報というのは、民生委員は民生委員活動のために持っている情報なので出せない、というのは周知が必要と思っている。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

個人情報の管理は大事である。個人情報を教える目的を伝えて、本人から了承もらえばよいと思う。

○事務局

なぜ私の個人情報があったのか、となった時に、情報の出どころが民生委員だったとなると大変なので、注意していただきたい。また、我々の方でも他の団体等に対し、しっかりと個人情報を守るべきところがありますと伝えていかななくてはならない。

色々ご意見をいただいたが、本日のところは意見回答票の結果どおりで概ね了承というところ、あとその結果に対し付帯意見をいただいたところである。これについては、民児協理事会が7月下旬にあるので、そちらで結果を報告させていただきたい。

委員の皆様のご都合を確認したうえで調整させていただく。正式な案内は後日改めて差し上げる。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

他の民生委員の担当地域分を引継ぎ、兼務となっている場合、その地域ごとにリストを打ち出してほしい。現在3地域持っているが、地域ごとのリストにわけたい。複数地域担当している民生委員も多くいる。

また、その地域を引継ぎするときに、地域ごとに調査票が分かれていないと負担になる。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長

住宅地域とマンション部分と地域ごとにリストを分けてほしい。

○事務局

調査票を出力する際に、何か工夫ができないか検討させていただく。

ワーキングとしての議論は以上でよろしいか。

○各区民生委員児童委員協議会 副会長・各区障害高齢課長

(一同) 了承。